

生産緑地地区制度について

令和元年10月29日

第83回行田市都市計画審議会

1. 生産緑地地区制度について

- ・市街化区域内にある農地の緑地機能に着目
- ・保存することによって災害防止に役立てる
- ・将来的には公共施設の用地として
- ・良好な都市環境を形成する



2. 生産緑地地区制度を受けると

● 行為制限

- ・ 建物の建築制限
- ・ 土地の造成制限

● 軽減措置

- ・ 固定資産税の軽減
- ・ 相続税の納税猶予



3. 買取り申出ができる場合

ケース 1

指定から30年を経過した場合

ケース 2

農業従事者が死亡した場合

ケース 3

農業従事者が重い障害を負い営農が不可能となった場合

4. 買取り申出のあった緑地について

10条 買取り申出



11条 市各課にての買取
意向検討



12条 買取り通知(1ヶ月)



13条 農業委員会による
従事者への斡旋



14条 建築等の行為
制限解除(3ヶ月)



19条 市町村都市計画
審議会での審議



20条 都市計画の告示

5. 本市の生産緑地地区の指定状況

当初指定 平成4年12月8日 115地区 22.95ha

長野地区

平成6年11月25日
3地区 0.7ha 増

申出 「廃止 30地区」
「一部廃止 9地区」
「統合 2地区」

合併

平成19年12月25日
12地区 3.69ha 増

現在 令和元年10月29日 98地区 20.62ha

「太井第37号生産緑地地区」申請時の状況



「長野第2号生産緑地地区」申請時の状況



「佐間第1号生産緑地地区」申請時の状況



「佐間第3号生産緑地地区」申請時の状況



「佐間第4号生産緑地地区」申請時の状況

